

函館市企業立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月27日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第34号

函館市企業立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

函館市企業立地の促進に関する条例施行規則（平成20年函館市規則第90号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 特定事業所等 次に掲げる事業を行う事業所または事務所をいう。

ア データセンター事業（自己の電子計算機の情報処理機能の全部もしくは一部の提供を行う事業または委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守もしくは管理を行う事業（これらの事業と一体的に行う事業であって、顧客のためにデータベースの作成もしくは管理その他の情報処理を行う事業または顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含む。）をいう。以下同じ。）

イ ソフトウェア業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下単に「日本標準産業分類」という。）に定めるソフトウェア業をいう。以下同じ。）

ウ 情報処理・提供サービス業（日本標準産業分類に定める情報処理・提供サービス業をいう。以下同じ。）

エ インターネット附随サービス業（日本標準産業分類に定めるインターネット附随サービス業をいう。以下同じ。）

オ デザイン業（日本標準産業分類に定めるデザイン業をいう。以下同じ。）

カ コールセンター業（日本標準産業分類に定めるコールセンター

業のうち、産業振興上市長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）
キ BPOサービス業（総務、経理等の管理業務等を事業所から受託して集約的に行う事業をいう。以下同じ。）

第2条中第4号から第10号までを削り、第11号を第4号とし、第12号から第15号までを7号ずつ繰り上げる。

第4条第1項第2号中「第3号までおよび第11号」を「第4号まで」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。